

病院実習契約書

国立大学法人 琉球大学 琉球大学病院（以下「甲」という。）と _____
（以下「乙」という。）は、甲が乙の申請を受けて甲の施設において乙の学生（以下「実習生」という。）の病院実習（以下「実習」という。）を実施するにあたり、次のとおり契約を締結する。

（実習の内容等）

第1条 乙は、甲に対し、次のとおり実習を実施する。

- (1) 実習内容 病院における _____ 実習の実施
- (2) 実習施設 国立大学法人 琉球大学 琉球大学病院
- (3) 実習先部署 _____
- (4) 実習期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日()から _____ 年 _____ 月 _____ 日()(〇〇日間)

（実習費）

第2条 乙は、甲に対し、実習の実施に関する費用（以下「実習費」という。）として実習生1人につき1日 _____ 円を負担するものとする。
2 乙は、甲に対し、実習開始前までに、甲の請求により指定する方法に従って実習費を支払うものとする。

（実習の中止）

第3条 甲乙双方は、実習生が以下に示す事項に該当すると判断した場合は、甲乙協議の上、当該実習生の実習を中止させることができる。
(1) 甲の定める諸規程等に違反した場合
(2) 甲の施設内の秩序或いは規律を乱す事由があると認めた場合
(3) 個人情報の保護に関して問題があった場合
(4) 甲の法人機密情報の保護に関して問題があった場合
(5) 実習生の実習態度の不良などにより実習の目的を果たし得ないと判断した場合
2 乙が既に支払った実習費については、返還しないものとする。

（実習生のワクチン接種歴の提出および健康状態）

第4条 乙は、甲に対し、実習開始前に、甲の定める様式により実習生のワクチン接種歴を記載した書類を提出するものとする。
2 甲は、本契約書に定める実習にあたって実習生の健康状態に問題が生じた場合には、乙と協議の上、当該実習生の実習を中断し、又は中止することができる。

(指導責任)

第5条 乙は、実習生が実習を行うにあたり、甲の定める諸規定およびマニュアル等を遵守し、実習指導者の指示に従うよう実習生を指導する責任を負う。

(個人情報、秘密およびプライバシー（以下、個人情報等という）の保護)

第6条 実習の実施にあたって、甲乙双方は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、および厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」）に従い、甲の保有する患者をはじめとする個人情報等、ならびに実習生の個人情報等の漏えいなどが生じないように、情報を適正に管理する。

- 2 前項に基づき、乙は実習生に対し、個人情報等の保護に関する取扱いについて説明文書をもって十分に説明し、実習生の了解のもとに、甲の定める様式により個人情報等の保護に関する誓約書を甲に提出させるものとする。
- 3 乙は実習生に対し、実習終了後も甲の保有する個人情報等の保護を徹底するよう指導監督する。
- 4 甲は、実習終了後も実習生の個人情報等を適正に管理する。
- 5 甲乙双方は、実習の実施にあたって知り得た他人の個人情報等について適正に管理する。

(個人情報等の保護状況の報告および調査)

第7条 甲は、乙に対し、実習中および実習終了後の個人情報等の保護状況について、書面による報告を求めることができるものとし、乙は遅滞なくこれに応じるものとする。

- 2 甲は、乙に対し、実習中および実習終了後の個人情報等の保護状況について、確認のために調査することができるものとし、乙は、正当な理由がある場合を除き、これに協力するものとする。

(法人機密情報の保護)

第8条 本契約における甲の法人機密情報とは、以下の情報をいう。

- (1) 甲の経営及び事業運営に関する情報で公知でないもの
 - (2) 公知であっても、第三者に提供されることによって甲の権利利益が損なわれるおそれのある情報
- 2 乙は、実習の実施にあたって、甲の法人機密情報の漏えいなどが生じないように、法人機密情報の保護について実習生に説明文書をもって適切な指導をするとともに、実習終了後も法人機密情報の保護を徹底するよう指導監督する。

(実習生の疾病及び障害)

第9条 実習生の実習期間中における疾病及び障害並びに実習後に生じた実習を原因とする疾病及び障害については、甲の故意又は重大な過失による場合を除き、乙の責任において対処するものとする。

(危険負担)

第10条 実習生の故意又は過失により、甲に事故、器物損壊、機密情報の漏えいその他の損害を与えた場合は、乙は、甲に対して、実習生と連帯してその賠償の責めを負うものとする。

(第三者損害賠償)

第11条 実習生の故意又は過失により、甲以外の第三者に心身的又は物的損害を与え、当該第三者と甲との間で損害賠償責任を問われる紛争が発生した場合は、乙は、その当事者として誠意をもってその対応にあたるとともに、実習生と甲乙連帯して当該第三者に対する賠償責任を負うものとする。

2 前項の賠償負担の割合及び求償については、甲乙協議の上決定する。

(その他の事項)

第12条 この契約に定めない事項及び契約条項に疑義が生じた場合又は変更については、甲及び乙で協議の上解決する。

本契約の締結を証するために、本契約書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 沖縄県宜野湾市字喜友名 1076 番地
国立大学法人 琉球大学 琉球大学病院
病院長 鈴木 幹男

乙